

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(年間50 t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなります。

なお、義務化は、2020年4月1日から施行されます。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページの Web 申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の目安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の目安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物

処理振興センター

ホームページアドレス

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成30年12月9日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	4,374
収集運搬業者	332
処分業者	173
合 計	4,879

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

FAX 058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

- 発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)
- 協会窓口で現金購入 来所予定日 月 日 AM・PM・未定

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 購入申込書

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票 (マニフェスト) の種類		単価(円)消費税込	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円(実費)	冊

申 込 日	平成 年 月 日	発送の場合 土曜日に荷物の受取	可・否
住 所	〒 _____		
会 社 名	フリガナ _____		
代表者氏名又は 取扱責任者氏名	(フルネームが必要です)		
電 話 番 号		F A X 番 号	

事務局使用欄

払込No	確認日
No _____ ~ _____	No _____ ~ _____

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293

2018.11

○保全協Newsについて

平成30年10月23日(第190号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第190号)

- 1 「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」改訂版について
- 2 平成30年度下半期の労働災害防止対策の推進について
- 3 平成30年度産業廃棄物処理業界への暴力団介入防止のための講演会の開催について
- 4 平成30年度最低賃金額の改定について
- 5 「第17回岐阜市まるごと環境フェア」の開催について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 社名・代表者職氏名・所在地に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。
- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

石田 謙治 各務 剛児 川合 雅和 小塚 将樹

藤沢 茂 伏見 典郎

編集後記

近年、日頃の生活で慣れ親しんだストローなどのプラスチック製品の使用を禁止する動きがあると新聞報道などで見られるようになりました。プラスチックの処理に関しての情勢が厳しさを増す中、こうした動きは加速していくものと思われます。

こうした中、環境省の方を講師に迎えた講演が岐阜市で開催され、わかりやすくお話し頂き非常に勉強となりました。

簡単に紹介しますと、今後の世界経済は「持続可能な開発」(SDGs)という概念のもと、様々な目標やターゲットを定めて経済成長を維持しつつ、環境への影響を除いてゆく、所謂デカップリングが重要となるとのことでした。

またパリ協定における温室効果ガスの削減を行っていく中で、埋蔵資源はあっても使えない「座礁資源」となるのお話もありました。石油があっても使用を抑制しなければならない時代が来るとは一昔前には思いもしなかったことです。

具体的には従来直接経済(Line Economy)から循環経済(Circular Economy)へと転換を図るため、EUにおいては廃棄物指令の見直し、容器包装指令の見直し、プラスチック規制が行われ、中でもプラスチックの規制が各国で強化されているとのことでした。

グローバル企業においてもプラスチック使用規制を行い、コカ・コーラ、ネスレ、スターバックス等では容器回収や包装材のリサイクル等を強化しております。アジア諸国においても輸入規制が行われ、中国、タイにおいても輸入規制から一律禁止へとといった動きがあります。世界共通の問題としては海洋プラスチック問題、特にマイクロプラスチックにおける化学物質の吸着から食物連鎖による生物全般への影響が懸念され、取り組みが始まっています。

我が国においては第4次循環型社会形成推進基本計画が平成30年6月19日閣議決定されました。詳細な内容は環境省のHPに資料がありますのでご覧いただくとして、①地域循環共生圏形成による地域活性化 ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ③適正処理の更なる推進と環境再生が重要な方向性として挙げられています。

連合会も昨年4月に「(公社)全国産業資源循環連合会」と名称を変更されました。世界的な傾向と合わせて、今後の事業の進むべき方向性を改めて考える機会となりました。

記 石田 謙治

平成31年1月15日発行

第117号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

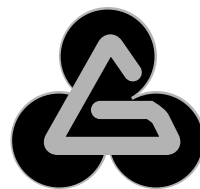
理事長 粥川 長司

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク